

## 児童ポルノ規制等に違反した場合の対応について

### (1) R7.4.1 条例改正により新設した規定（※下線は新設部分）

#### ○鳥取県青少年健全育成条例（抄）

##### (児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)

- 第18条の3 何人も、児童ポルノ等の作成又は製造（県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成又は製造を含む。）をしてはならない。
- 2 何人も、SNSの利用その他の手段により児童ポルノ等の提供（県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる提供を含む。）をしてはならない。

##### (場所の提供等の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、若しくはインターネットにより機会を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

- (1)みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2)賭博、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盜品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為
- (3)麻薬、あへん又は覚醒剤の使用又は譲渡し
- (4)大麻の使用、栽培又は譲渡し
- (5)麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の16の規定に違反する行為
- (6)トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉塞用若しくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
- (7)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、同法第2条第15項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。）
- (8)鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例第11条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為
- (9)喫煙又は飲酒

### (2) 条例に違反した場合の対応方法について

<b>罰則</b>	○地方自治法の規定により、条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科する旨の規定を設けることができる。
<b>過料</b>	○地方自治法の規定により、条例中に、条例に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
<b>行政処分</b>	○条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分（鳥取県行政手続条例第2条第4号）。審査請求や取消訴訟の対象となる。 (例) 禁止行為の中止指示、原状回復指示など 原状回復命令、営業停止命令、撤去命令など
<b>行政指導・その他</b>	○行政指導とは、県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて行政手続法に規定する処分に該当しないものをいう（鳥取県行政手続条例第2条第7号）。 ○社会的制裁や県民への情報提供を目的とした「公表」という手法もある。 (例) 助言、指導、勧告など 公表など

参考：鳥取県青少年健全育成条例による義務・罰則等（抜粋）

区分	対象	行為	根拠条文	義務の類型／罰則等
ネット利用環境	保護者	青少年の有害情報に対する判断能力の醸成、ペアレンタルコントロールの適切な実施	第12条の2第1項	努力義務
	学校関係者等青少年の育成に携わる者	フィルタリング機能を活用し青少年の有害情報閲覧防止義務	第12条の2第2項	義務
	接続機器を不特定又は多数の者の利用に供する者	利用者の年齢確認義務、フィルタリング機能付端末設備の青少年への提供義務	第12条の2第3項 第1号	義務 ⇒改善命令
		フィルタリング機能付端末設備の不特定又は多数の者への提供義務	第12条の2第3項 第2号	
		改善事項報告書の提出義務	第12条の2第6項	50万円以下の罰金
		改善に必要な措置	第12条の2第7項	50万円以下の罰金
	接続機器販売事業者、特定電気通信役務提供者	フィルタリング機能などの情報等有害情報閲覧防止方法の情報提供	第12条の2第4項	努力義務
	インターネットにより情報提供を行う者	有害情報の発信防止	第12条の2第5項	努力義務
携帯電話	保護者、学校関係者、関係団体	青少年へのSNSの適切な利用方法習得	第12条の3	努力義務
	接続機器販売事業者、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等	一定事項の説明、説明書交付等	第12条の4第1項、第2項	義務 ⇒勧告 ⇒事業者名の公表
不健全な行為関係	全ての者	青少年へのみだらな性行為・わいせつ行為の禁止	第18条第1項	懲役(1年以下)又は罰金(50万円以下)
		青少年へのみだらな性行為・わいせつ行為の教唆の禁止	第18条第2項	懲役(1年以下)又は罰金(50万円以下)
		青少年へのみだらな性行為・わいせつ行為の教示等の禁止	第18条第3項	罰金(20万円以下)
		児童ポルノ等の提供の求めの禁止	第18条の2	罰金(30万円以下)
		青少年が行為を行うための場所の提供の禁止	みだらな性行為・わいせつ	懲役(6月以下)又は罰金(30万円以下)
			と博・暴行	
			麻薬、あへん、覚醒剤の使用・譲渡	
			大麻の使用・栽培・譲渡	
			向精神薬の譲渡	
			トルエン等の摂取・吸引	
			大臣指定薬物の製造・販売等	
			知事指定薬物の製造・販売等	
			喫煙・飲酒	
		青少年への入れ墨、教唆等の禁止	第20条	懲役(6月以下)又は罰金(30万円以下)
		深夜外出の制限等	第21条第1項	努力義務
		犯罪行為等のための青少年の深夜連れ出し、同伴徘徊等の禁止	第21条第2項	罰金(10万円以下)
		青少年の深夜営業施設への立入禁止	第21条の2第1項	罰金(30万円以下)
		青少年の立入禁止表示	第21条の2第2項	義務 ⇒罰金(20万円以下)
		青少年への接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業における接客業勧誘行為の禁止	第21条の3	罰金(30万円以下)
雑則	営業を営む者等	資料提出要求・立入調査	第22条第1項	—
		立入調査(深夜営業施設)	第22条第3項	罰金(10万円以下)